

京都市告示第366号

京都市西京極総合運動公園北側区域，宝が池公園球技場及び岡崎公園の指定管理者である財団法人京都市体育協会から，京都市西京極総合運動公園条例第4条，京都市宝が池公園運動施設第4条及び京都市都市公園条例第7条第3項の規定に基づき，京都市西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから，京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき，それぞれ施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成21年12月18日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川茂一

1 財団法人京都市体育協会

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場，同公園補助競技場について，平成22年1月2日（土）から平成22年1月3日（日）までを供用しない日から除き，宝が池公園球技場及び岡崎公園について，平成22年1月2日（土）から平成22年1月4日（月）までを供用しない日から除く。また，同期間中の供用時間を午前9時から午後4時までとする。

2 株式会社ビバ

京都市西京極総合運動公園プール施設について，平成21年12月27日（日）及び平成22年1月2日（土）から平成22年1月5日（火）までを供用しない日から除き，同期間中の供用時間を午前10時から午後5時までとする。

（理由）

各指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）